

# 指定管理者に関する明示の規定

- 1 明示の規定を設けている政令市  
札幌市、仙台市、さいたま市、名古屋市、京都市、広島市
  - 2 明示の規定を設けていない政令市  
川崎市、千葉市、横浜市、大阪市、神戸市、北九州市、福岡市
- (1) 上記2のうち、審議会答申等により、指定管理者に関する明示の規定を置く方向の政令市  
川崎市、千葉市、大阪市
- (2) 上記2のうち、審議会等で検討中の政令市  
横浜市、神戸市、北九州市、福岡市

## 公の施設の管理に関する制度の改正

出典：「地方自治法の一部を改正する法律案について（総務省ホームページ）」の「(1) 公の施設の管理に関する制度の改正」を基に事務局で作成

### 目的

今般の改正は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とする。

### 内容(概要)

(改正前)(地方自治法 244 条~244 条の 4)

#### 管理委託制度

地方公共団体の管理権限の下で、具体的な管理の事務・業務を以下の管理受託者が執行。

- ・ 地方公共団体の出資法人のうち一定要件を満たすもの(1/2 以上出資等)
- ・ 公共団体(土地改良区等)
- ・ 公共的団体(農協、生協、自治会等)



(改正後)

#### 指定管理者制度

地方公共団体の指定を受けた「指定管理者」が、管理を代行する。

- ・ 指定管理者の範囲については特段の制約を設けず、議会の議決を経て指定。
- ・ 指定管理者も、使用の許可を行うことができるものとする。

例えば、地方公共団体が設置する文化センターの管理を株式会社等の民間事業者が行うことが可能に。

公の施設の指定管理者制度運用の流れ

(出典:「公の施設の指定管理者制度運用指針(神戸市行財政局作成)」の「1.全体の流れ図」を引用)

